

## EU 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度 EUの特許制度

EUでは、加盟各国の当局が発行する国別の特許のほか、欧州特許庁（EPO：European Patent Office）が発行する「欧州特許」による保護を求めることができる。EUは、手続きの簡素化とコスト削減に向け「欧州単一特許（European Patent with Unitary Effect）」制度の確立を進め、2023年6月1日、欧州単一特許制度が開始されるに至った。現在、EU27カ国のうちスペインとクロアチアを除く25カ国がこれを導入することで合意し、18カ国で導入されている（後述）。

域内には、このほか、機械や電気機器などの小規模または過渡的な発明について、一定期間、独占的に使用権を保証する「実用新案特許」や、医薬品と植物防疫製品を対象とする「補充的保護証明書（SPC）」があるが、これらは現時点では、欧州単一特許制度の対象には含まれていない。これとは別に、欧州委員会はバイオテクノロジー分野の知的財産権の法的保護や、休眠特許を初めとする特許の活用に向けた戦略策定などにも取り組んでいる。

欧州委員会は、特許に関する情報を次のリンクにまとめている。

[https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents\\_en](https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents_en)

### 1. 欧州特許庁

欧州特許庁（EPO）は、欧州諸国の特許取得を一つの窓口で行うことを目的とした欧州特許条約（EPC）に基づき、1977年に設立された欧州特許機構（European Patent Organisation）の執行機関で、ドイツのミュンヘンに本部を、ドイツのベルリン、オランダのハーグ、オーストリアのウィーンに支局を、ベルギーのブリュッセルにEUとの連携事務局をそれぞれ設置している。欧州特許庁は、EUの機関ではないが、EU加盟国を含む欧州39カ国が同条約の締結国に、1カ国が同条約の「締結拡張国（extension states）」になっており、これら40カ国で保護される欧州特許の付与に責任を負う<sup>1</sup>。

従前の欧州特許は、各国の法規制で保護される特許をひと束ねにしたもので、欧州複数国を一括して保護する単一の特許ではなかった。欧州特許に実際の法的拘束力を持たせるためには、各国レベルでの有効化（バリデーション：validation）手続きが必要であった。これには、各国言語への翻訳を含む事務的な作業と費用が発生するため、出願者は一部の国に限

---

<sup>1</sup> 欧州特許条約の締結国：アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、英国、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、ラトビア、モナコ、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、サンマリノ、トルコ、モンテネグロ  
締結拡張国：ボスニア・ヘルツェゴビナ

定して特許を取得するケースが多く、欧州で窓口を一本化している本来の目的を果たしていないという実情があった。EUは、これを踏まえ、「欧州単一特許」制度の確立を進めてきていた（後述）。

欧州特許の申請は、欧州特許庁のミュンヘン本部、ベルリン支部、ハーグ支部のほか、オンラインで受け付けており、現在では申請件数の9割以上をオンライン申請が占めている。申請はいずれの言語でなされてもよいが、欧州特許庁の公式言語である英語、フランス語、ドイツ語以外の場合は一定期間内にこのいずれかへの翻訳が必要となる。また、出願者が欧州に居住していない場合は、法的な代理人（欧州特許弁理士）を通して、手続きを行う必要がある。

欧州特許の申請に関する詳細な手続きや情報は、以下を参照。

欧州特許庁：<http://www.epo.org>

欧州特許申請の流れ：<http://www.epo.org/applying/basics.html>

欧州特許申請ガイド：<http://www.epo.org/applying/european/Guide-for-applicants.html>

オンライン申請：<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing.html>

なお、欧州特許庁が扱うのは特許のみで、商標、意匠の保護は付与しない。商標、意匠についてはEU法規が制定され、EUの機関である欧州共同体商標意匠庁（OHIM）がスペインに設置されており、EU加盟国で通用する商標、意匠の登録を管轄している。

## 2. 欧州単一特許

### (1) 適用法令

単一特許による保護の創設に向けた協力強化を実施する2012年12月17日付欧州議会・理事会規則1257/2012（2012年12月31日付官報L361掲載）（決定2015/1753により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012R1257>

適用可能な翻訳調整に関して、単一特許による保護の創設に向けた協力強化を実施する2012年12月17日付欧州理事会規則1260/2012（2012年12月31日付官報L361掲載）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012R1260>

統一特許裁判所（UPC）協定（2013年6月20日付官報C175掲載）

[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:42013A0620\(01\)](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:42013A0620(01))

## (2) 概要

欧州議会は2012年12月、欧州単一特許（以下「単一特許」）の導入に向けた法的枠組みのパッケージ（特許パッケージ）を採択した。特許パッケージは、単一特許による保護の創設に向けた欧州議会・理事会規則1257/2012と、単一特許の翻訳調整に関する理事会規則1260/2012、統一特許裁判所（UPC：Unified Patent Court）の設立に向けた協定の3法令で構成されている。

このうち、単一特許の導入については、EU加盟27カ国のうち、スペインとクロアチアを除く25カ国がこれに合意している。また、統一特許裁判所協定には、スペインとクロアチア、ポーランドを除く24カ国が調印している。同協定の発効には、欧州特許の保有件数が最も多い3カ国を含む13カ国の批准が必要とされていた。2023年2月17日、欧州特許の保有件数1位のドイツが批准書を寄託し、これにより、保有件数第2位のフランスと第3位のイタリアを含む、17カ国の批准が完了した。これを受け、2023年6月1日に統一特許裁判所（UPC）協定が発効し、そして、同協定の発効を前提とする単一特許制度が開始された。従前の欧州特許をUPC管轄から除外するオプトアウトの事前申請期間（3カ月のサンライズ期間）は2023年5月31日に終了した。なお、単一特許による保護が及ぶのは、単一特許導入に合意済みの25カ国のうちUPC協定を批准した国のみである。現在18カ国が批准している。<sup>2</sup>。

前出の通り、従来の欧州特許システムでは、欧州の複数国の特許を単一の手続きで取得することが可能となっているものの、各国レベルの有効化手続きが必要なことから、特許取得の所要日数や費用が肥大化することが問題視されてきた。新たに導入された単一特許は、個人または企業による「発明」の知的所有権を、25カ国で一括保護することが可能となる。申請は引き続き非EU機関である欧州特許庁が受け付けるが、有効化手続きが不要となるため、特許取得に伴う所要日数や費用の大幅な削減が期待される<sup>3</sup>。

欧州特許庁の公式言語は引き続き英語、フランス語、ドイツ語の3言語で、公式言語以外で単一特許を申請する場合、引き続き、いずれかの言語への翻訳が必須となる。ただ、単一特許制度の導入に先立ち、EUは域内を拠点とする中小企業や非営利団体、大学、公的研究機関などに対しては、翻訳費用を一定範囲内で払い戻しを保証することを決めている。

単一特許については、以下を参照。

---

<sup>2</sup> 統一特許裁判所（UPC）協定の批准国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ドイツ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、ラトビア、マルタ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア、ルーマニア

<sup>3</sup> 欧州委員会によると、現行の欧州特許の取得費用は平均3万6,000ユーロだが、単一特許ではこれを平均4,725ユーロまで削減することが可能としている。参照：欧州議会の2012年12月11日付発表 <http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20121210IPR04506/html/Parliament-approves-EU-unitary-patent-rules>

欧州委員会 欧州単一特許：

[https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/unitary-patent\\_en](https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/unitary-patent_en)

欧州特許庁 欧州単一特許：

<http://www.epo.org/law-practice/unitary/unitary-patent.html>

その他最新の動きの詳細については、ジェトロの欧州知的財産ニュース  
(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>) を参照のこと。